

令和7年 2月28日発行

南部地区 公民館だより

【第149号】

上山市南部地区公民館
上山市河崎一丁目1-23
TEL 673-7255
FAX 666-8148
nanbu-1@honey.ocn.ne.jp



2/15(土) ~
2/16(日)

趣向を凝らした力作華やかに

展示会場には、地区の方から出展いただいた写真、絵画、手工芸品など、作者のこだわりが随所にちりばめられた作品258点が並びました。

また、南小学校児童の書道や作品、南中学校芸術部による絵画も展示され、来場者は思い思いに鑑賞して楽しんでいました。

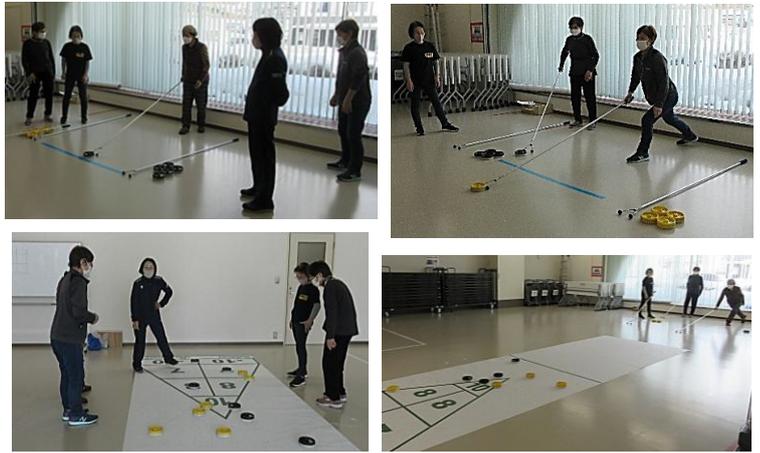


寒波の影響でお足元の悪い中、作品を搬入出くださった出展者の皆様のご協力と、運営にご尽力いただきました地区会長の皆様に、心より感謝申し上げます。

【出前スポーツ教室】 2月21日(金) シャッフルボード

かみのやまスポーツクラブ鈴木明子さんの指導で、スティックで円盤をコート上の得点枠に押し出し、点数を競うシャッフルボードを行いました。

「力加減が難しい・・・」と言って始まりましたが、終わってみると、「皆でやれて楽しかった、またやってみたい。また会おうね！」と、参加者同士、交流を深めていました。



令和7・8年度 公民館活動団体の登録について

公民館で活動し、以下の要件を満たす団体は登録、認定されることで、公民館を2分の1の使用料で利用することができます。(※減免対象のうち全額または4分の3減免に該当する団体は申請不要です。)

◎ 公民館活動団体の登録基準

- 1 学習・文化・スポーツ等の社会教育に関する事業を継続的に行う市内の団体
- 2 構成員が5人以上の団体
- 3 構成員の5分の4以上が市内に住所を有する人又は市内に勤務・在学している人であること。
- 4 団体の活動が講師等に依存した教室的なものでないこと。
- 5 登録団体又は申請中の団体と名称又は構成員等が類似していないこと。

◎ 申請受付及び認定期間

・申請受付 随時受付

必要書類(公民館活動団体登録・変更申請書、構成員名簿、その他登録基準を満たすことを明らかにする書類)を市教育委員会生涯学習課、又は各地区公民館(受付日が数日遅れます。)へ提出してください。

※所定の様式は、市ホームページのほか、生涯学習課及び各地区公民館にあります。

・認定期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日(2年間)

※認定前に公民館使用の予約を行った分については減免の対象になりません。

☆詳しくは市ホームページまたは生涯学習課、各地区公民館にお問い合わせください。

かみのやま健康ポイント対象事業

出前スポーツ教室参加者募集

定員に余裕がありますので
引き続き募集しています!

種目	太極舞
期日	3月28日(金)
時間	10:00~11:00
場所	南部地区公民館 1階 集会室
持ち物	動きやすい服装・屋内シューズ 飲み物・ヨガマット又はバスタオル

～3月の予定～

- 5日(水) 【男性講座】東根市施設見学
- 19日(水) 第3回公民館運営協議会・避難訓練
- 28日(金) 出前スポーツ教室【太極舞】

次回の公民館だよりは、4月1日(火)発行です。